

## 議員定数等に関する調査特別委員会報告（中間報告）

議員定数等に関する調査特別委員会における調査及び調査の経過について、報告をいたします。

地方自治体の議員定数は、地方自治法において人口区分に応じて上限数が定められ、その数を超えない範囲内において条例で定めるものと規定されていましたが、平成23年5月の法改正により、この規定が撤廃され、各自治体が独自に条例で議員定数を定めることができるようになりました。

本特別委員会は、平成23年6月定例会において、平成18年12月の改選時より36名と定めている議員定数等に関する調査研究を目的に、9人の議員で設置されました。現在までに13回の委員会を開催するとともに、先進地である福島県会津若松市、新潟県上越市、長野県塩尻市を視察するなど、調査研究を進めてまいりました。

さらに今年8月には、鳥取市内にお住いの20歳以上の方から無作為に2,000人を抽出し、鳥取市議会として初となる「鳥取市議会に関する市民アンケート」を実施し、広く市民の意見を聴くなどの取り組みも行い、691人（34.6%）の市民より回答をいただきました。

アンケート結果によると、議員定数について「現在より減らすべきである」が59.0%と最も多く、「わからない」が22.6%、「現在の定数のままでいい」が12.7%、「現在より増やすべきである」が1.7%であり、回答した市民の過半数は「現在より減らすべき」という意見でした。また、鳥取市自治連合会等からは、本市議会の議員定数を10人減の26人とすべきという要望書が提出されました。

これらのアンケート結果や鳥取市自治連合会等から提出された要望書を参考に議論を進める中、委員からは行政面積、合併町村等地域の実情を勘案して定めるべきであり、単に人口比で議員定数を決定すべきではなく、合併後8年を経過しても、なお地域特有の課題が山積する中での大幅な議員削減は慎重であるべきとの意見、さらに現状の4委員会制を維持し、活発な議論を行うために1委員会8人とすべきとの意見等がありました。一方、市民の意見を反映し、

市政を監視するためには現定数を維持すべきとの意見も一部ありましたが、賛成多数により本市の議員定数は「32」が適当という意見でまとまったところ  
です。

今後、この経過について市民アンケートの結果とあわせ市民に報告を行うとともに、次回定例会において最終報告を行い「鳥取市議会の議員の定数を定める条例」の改正案を提出していきたいということを申し添え、本特別委員会の中間報告を終わります。